

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：さつま町防災マップ 洪水・土砂災害編)

さつま町のハザードマップによると、当会が立地する市街地区域（特に川内川沿いの虎居地区）において、3m～5mを超える浸水が予想されているほか、家屋倒壊等氾濫想定区域となっており、河岸の浸食による家屋倒壊等の危険区域に想定されている。

(土砂災害：さつま町防災マップ 洪水・土砂災害編)

さつま町のハザードマップによると、宮之城屋地地区内にある一部地域では、土石流や急傾斜地の崩壊の恐れがある警戒地域となっており、地域気候特性からも土石流・がけ崩れ・地すべり等による土砂災害を受けやすい。

(地震：さつま町地震防災マップ)

さつま町地震防災マップ（宮之城屋地地区）によると、震度 6 弱以上の地震が今後 30 年間で 4.5% 以上の確率で発生すると言われている。

また、当会が立地している地域に最も近い活断層は「出水活断層」で、当会から約 18 km の距離となっている。

(その他)

さつま町宮之城地区は、平成 18 年 7 月 19 日に「鹿児島県北部豪雨災害」が発生。鹿児島県北部を流れる川内川が記録的な大雨により増水し、溢水により町内各地で家屋流出、住家の全壊 214 戸、半壊 367 戸、床上床下浸水約 232 戸、田畑の決壊や道路を含む崖崩れが 513 カ所で発生し、多くの住民が被災者となる事態となった。

(感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、さつま町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

・商工業者数 1,143 企業（令和元年 12 月末現在）

・小規模事業者数 1,046 企業（令和元年 12 月末現在）

業 種	商工業者数	小規模事業者数	備考（立地状況等）
農林業	22	20	旧薩摩、鶴田地区に多い
建設業	161	158	町内に広く分散している
製造業	171	148	町内に広く分散している
卸・小売業	287	257	旧宮之城地区に多い
宿泊・飲食業	140	135	湯田・紫尾地区に多い
サービス業	247	228	町内に広く分散している
その他	115	100	町内に広く分散している
合 計	1,143	1,046	

(3) これまでの取組み

1) さつま町の取組み

- ・防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄、防災マップの作成

2) 当会の取組み

- ・事業者BCPに関する国の施策周知
- ・事業者BCPの策定支援
- ・損害保険会社と連携した損害保険への加入
- ・防災備品（ヘルメット、スコップ、懐中電灯、救急薬品等）の備蓄
- ・さつま町が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

現状では、緊急時における協力体制について具体的なマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。更には、保険・共済に対する助言を行える「当会経営指導員等職員が不足している」といった課題が浮き彫りとなっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対して災害リスクを認識してもらい、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会とさつま町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会とさつま町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜1. 事前の対策＞

- ・平成28年4月に策定されたさつま町地域防災計画や、さつま町ホームページ記載の感染予防情報について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に、混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
 - ・当会では、多発する自然災害や事故・病気など、日々の様々な経営リスクから企業を守り事業継続を支援する。
- 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知
- ・巡回経営指導時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
 - ・会報やホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
 - ・小規模事業者に対し、事業者BCPの策定による実効性のある取組みの推進や、効果的な訓練等の指導及び助言を行う。
 - ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
 - ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも・どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
 - ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
 - ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

災害リスクの周知に関する目標

項 目	現状	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
事業者 BCP 等策定件数	未実施	3	3	3	3	3
専門家派遣件数	未実施	1	1	1	1	1
セミナー開催件数	未実施	1	1	1	1	1

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和2年に事業継続計画を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ損害保険会社へ専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関（金融機関等）への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ及び事業の評価

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・毎年度、(仮称)さつま町事業継続力強化支援協議会(構成員: 当会(法定経営指導員の参画含む)、さつま町)を年1回開催し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価・検証を行う。
また、協議会の評価結果は、役員会へフィードバックした上で、事業実施方針等に反映させるとともに、HPや会報へ掲載することで、地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

事業者BCP等の取組み状況の確認について

	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
事業者BCP取組み状況の フォローアップ件数	—	3	6	9	12

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(震度6弱の地震)が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。

(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等))

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、さつま町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会とさつま町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。
(例: 被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会とさつま町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1 週間	1 日に 1 回共有する
1 週間～2 週間	1 日に 1 回共有する
2 週間～1 ヶ月	2 日に 1 回共有する
1 ヶ月以降	7 日に 1 回共有する

新型インフルエンザ等に関する対策を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜ 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会とさつま町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法についてあらかじめ確認しておく。
- ・当会は被害状況を県が指定する様式①に記載し、
当会より（県商工会連合会を通じて）県の商工政策課へ報告する。

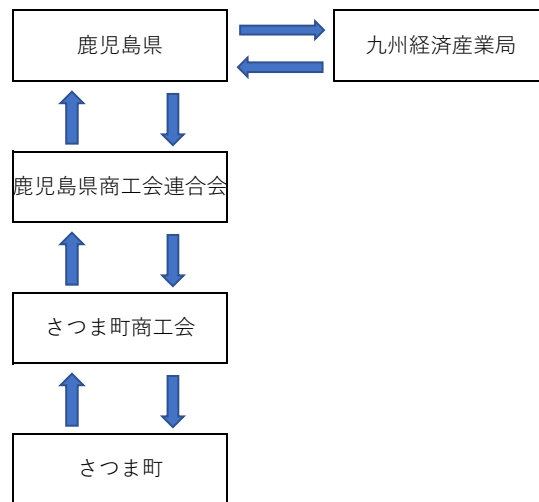
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会とさつま町が共有した情報を鹿児島県の指定する方法にて当会またはさつま町より鹿児島県へ報告する。

様式① 鹿児島県 商工労働水産部 商工政策課 団体係 宛て（メールアドレス dantai@pref.kagoshima.lg.jp）
令和〇年〇月〇日の〇〇災害による被害実態調査票

策定者：
 電話番号：
 メールアドレス：

被害合計金額		(被害額内訳) 単位：千円							被害状況 ※任意 ※被災状況がつかめる内容があれば
事業所名	住所	業種 (任意)	従業員数 (任意)	被害額 (※事業の再開に必要な額 をおおよそで可)	土地 (増殖土砂清除費・整地費) (※事業所敷地に限る)	建物 (※事業所敷地に限る)	機械設備	商品、原材料、仕掛品等	
1				0					
2				0					
3				0					
4				0					
5				0					
6				0					
7				0					
8				0					
9				0					
10				0					
11				0					
12				0					
13				0					
14				0					
15				0					
16				0					
17				0					
18				0					
19				0					
20				0					
21				0					
22				0					
23				0					
24				0					
25				0					
26				0					
27				0					
28				0					
29				0					
30				0					
31				0					
32				0					
33				0					
34				0					
35				0					
36				0					
37				0					
38				0					
39				0					
40				0					
41				0					
42				0					

- ・当会とさつま町が共有した情報を、鹿児島県の指定する方法（下図）にて当会より（県商工会連合会を通じて）鹿児島県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法についてさつま町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

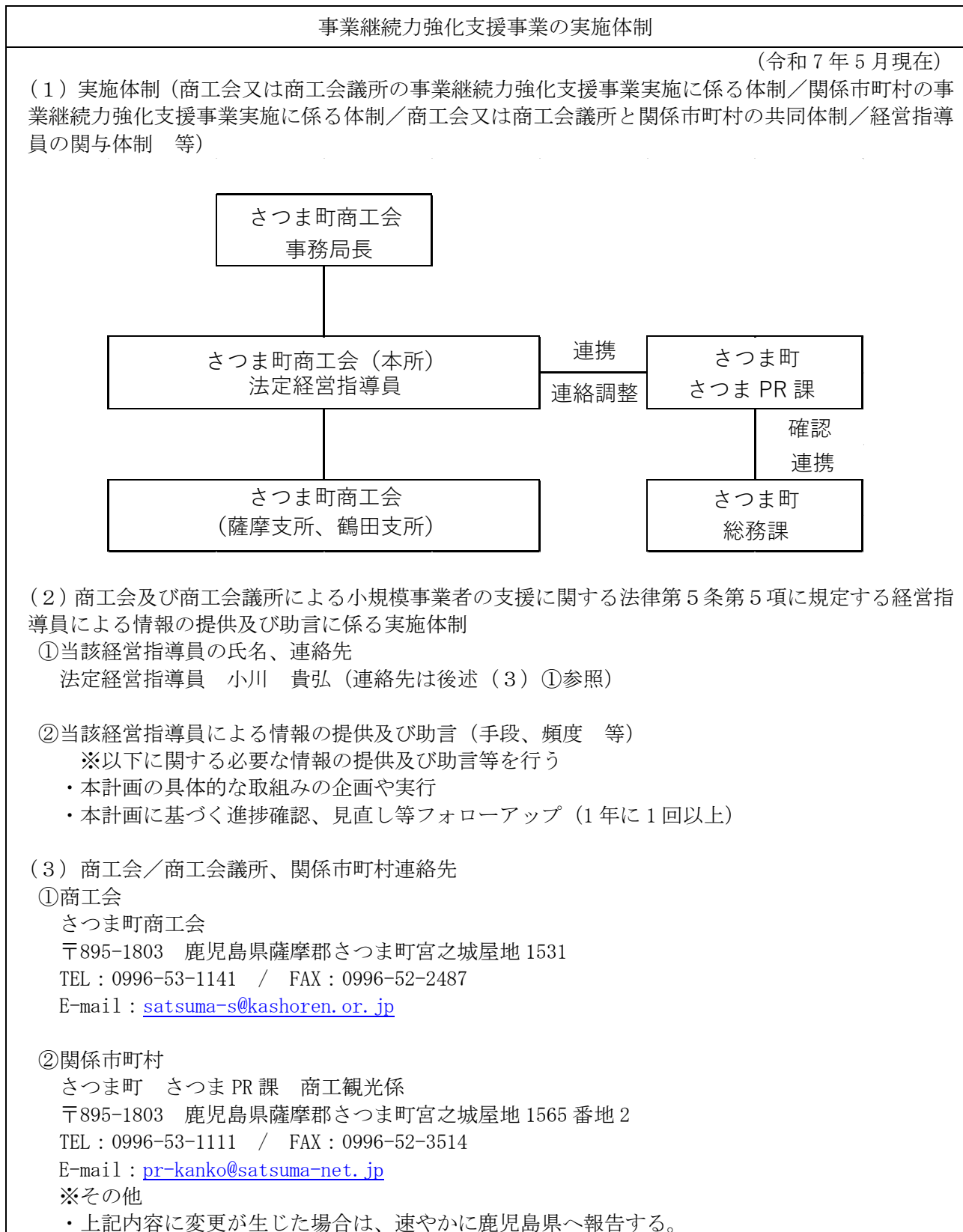
- ・鹿児島県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を鹿児島県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに鹿児島県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
協議会運営費	50	50	50	50	50
セミナー開催費	150	150	150	150	150
チラシ制作費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、さつま町補助金、鹿児島県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
(1) 鹿児島県火災共済協同組合 理事長 小正 芳史 住 所：鹿児島県鹿児島市城山町 1 番 24 号 鹿児島県中小企業会館 3 階 (2) 東京海上日動火災保険 株式会社 鹿児島支店 鹿児島中央支社 支社長 黒木 聡 住 所：鹿児島県鹿児島市加治屋町 12 番 5 号 鹿児島東京海上日動ビル 5 階
連携して実施する事業の内容
1. 事前の対策 ・自然災害等の影響を軽減するための取組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について巡回指導、窓口指導時に担当者が同行し説明する。 ・事業継続の取組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。 2. 地区内小規模事業者に対する復興支援 ・保険加入者リストを徴収し、被害状況と照らし合わせ、速やかに保険金請求の手続きを行う。
連携して事業を実施する者の役割
(1) 鹿児島県火災共済協同組合 事前の対策において、事業者の財務状況やリスクに応じた休業補償、水災補償等の損害保険・共済の情報を担当者が保険取扱いのプロとして提供し、その事業所に合った保険に加入することで災害に備えることができる。 また、災害時においても顧客リストの情報提供を頂くことで、速やかに保険金請求手続きを行うことができ、事業者の金銭面の精神的負担を和らげるとともに早期の復興計画の策定が可能となる。 (2) 東京海上日動火災保険 株式会社 鹿児島中央支社 事業継続の取組み、BCP 作成に関する専門家、セミナーの開催に関する情報やノウハウを提供して頂くことで、事業者にとって災害時に活用度の高い BCP の作成を支援することができる。
連携体制図等